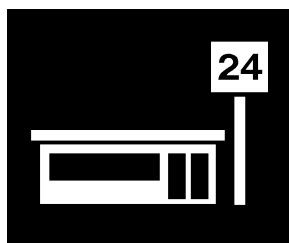


制服警察官のコンビニ等に対する立寄り警戒時の飲食物購入を容認しています。



コンビニエンスストアやセルフサービス方式で長時間営業する小売店舗等のいわゆるコンビニと称することができる店舗等（以下「コンビニ等」といいます。）が、万引きや強盗などの被害防止や非行少年のたまり場となることを防止するため、警察官が随時立ち寄り・警戒を行っていますが、これまで以上に防犯効果を高めるため、福島県警察では、制服警察官がコンビニ等の警戒を行う際に、制服のまま飲食物を購入することを容認しています。



制服姿での物品購入を容認することで、制服警察官によるコンビニ等への立寄り警戒の頻度を高め、さらなる犯罪の抑止につなげるものです。



県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

